

炭酸飲料品質表示基準の改正について（案）

平成16年12月21日

農 林 水 産 省

1 改正の趣旨

炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示第567号）の見直しに伴い、炭酸飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1682号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

炭酸飲料品質表示基準について、印刷瓶詰炭酸飲料の場合、一括表示事項の表示に用いる活字の大きさを5.5ポイント以上とすることができることとすること等の改正を行う。

炭酸飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1682号）一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行						
<p>炭酸飲料品質表示基準 (趣旨) 第1条 [略] (定義) 第2条 [略]</p>	<p>炭酸飲料品質表示基準 (趣旨) 第1条 炭酸飲料（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。 (定義) 第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="525 109 854 1086"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炭 酸 飲 料</td> <td>次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1683号）第2条に規定する果実飲料を除く。 1 飲用適の水（単に以下「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの 2 1に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの</td> </tr> <tr> <td>フ レ ー バ リ ン グ</td> <td>炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 1 香料 2 果汁又は果実ビューレー 3 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物 4 乳又は乳製品</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	炭 酸 飲 料	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1683号）第2条に規定する果実飲料を除く。 1 飲用適の水（単に以下「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの 2 1に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの	フ レ ー バ リ ン グ	炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 1 香料 2 果汁又は果実ビューレー 3 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物 4 乳又は乳製品
用 語	定 義						
炭 酸 飲 料	次に掲げる液体飲料をいう。ただし、果実飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1683号）第2条に規定する果実飲料を除く。 1 飲用適の水（単に以下「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの 2 1に甘味料、酸味料、フレーバリング等を加えたもの						
フ レ ー バ リ ン グ	炭酸飲料に香り又は味をつけるため使用する次に掲げるものをいう。 1 香料 2 果汁又は果実ビューレー 3 植物の種実、根茎、木皮、葉、花等又はこれらからの抽出物 4 乳又は乳製品						
<p>(表示の方法) 第3条 [略] (1) [略] (2) 原材料名 ア [略] (7) [略]</p>	<p>(表示の方法) 第3条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。 (1) 名称 加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「炭酸飲料」と記載すること。ただし、炭酸飲料であることが明らかに識別できる他の適切な名称を記載することができる。 (2) 原材料名 加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、次のアからウまでの順に、それぞれアからウまでに規定するところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料については、次に規定するところにより記載すること。 (7) 使用したものを多量のものから順にその固有の名称を記載すること。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合高糖果糖液糖にあつては「砂糖・高糖果糖液糖」と記載すること。果糖ぶどう糖液糖と、砂糖混合高糖果糖液糖にあつては「砂糖・高糖果糖液糖」と記載すること。 (4) 印刷瓶詰の炭酸飲料その品質に関する表示をふたにするもの（以下「印刷瓶詰炭酸飲料」という。）以外の炭酸飲料について、記載する糖類の名称が2種類以上となる場合は、(7)の規定にかかわらず、「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と多量のものから順に記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と記載すること。</p>						

液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。

(*) [略]

イ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

ウ [略]

2 印刷瓶詰炭酸飲料にあっては、加工食品品質表示基準第3条に規定する事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項に規定する別記様式（備考を除く。）によらず表示ことができ、表示に用いる文字は、同様式の備考の2の規定にかかわらず、日本工業規格Z8305（1962）に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすることができる。

3 印刷瓶詰炭酸飲料以外の炭酸飲料にあっては、加工食品品質表示基準第3条第1項第6号に掲げる事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定により表示することが困難な場合には、他の箇所に記載することができる。

(表示禁止事項)

第4条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(印刷瓶詰炭酸飲料に係る表示の方法の見直し)

2 この告示による改正後の炭酸飲料品質表示基準第3条第2項における印刷瓶詰炭酸飲料に係る表示の表示の方法については、この告示の施行の日から少なくとも5年を経過する日までに、印刷瓶詰炭酸飲料に係る表示の実態等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。

(*) 印刷瓶詰炭酸飲料の場合には、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」及び「高果糖液糖」にあっては「液糖」と、「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」、「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」及び「砂糖・高果糖液糖」にあっては「砂糖・液糖」とすることができる。

イ 食品添加物は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第5条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

ウ 原材料として水及び二酸化炭素以外のものを使用している炭酸飲料にあっては、水の表示は、省略することができる。

2 加工食品品質表示基準第3条第1項第6号に掲げる事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定により表示することが困難な場合には、他の箇所に記載することができる。

(表示禁止事項)

第4条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、純正、純正、ビュアーその他純粋であることを示す用語は、これを表示してはならない。